

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成25年6月28日

県知事  
広瀬 勝貞 殿

提出者  
住 所 大分県玖珠郡九重町大字野上2862-12  
氏 名 出光大分地熱株式会社  
滝上事業所長 森山清治  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 0973-77-7311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	出光大分地熱株式会社 滝上事業所
事業場の所在地	大分県玖珠郡九重町大字野上2861-12
計画期間	平成25年4月1日から平成26年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	熱供給業(地熱発電用蒸気の供給)
② 事業の規模	¥1,405百万円-(売上高)
③ 従業員数	6人
④ 産業廃棄物の連 の処理の工程	工事現場 → ・汚泥 → 委託処理(機械乾燥) → 再利用 ・廃プラスチック → 委託処理(粉砕) → 再利用 ・木くず → 委託処理(粉砕) → 再利用



(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 事業所長 (環境管理統括責任者) ↓ 環境担当者 (マニフェスト管理) ↓ 工事担当者 (現場作業管理、マニフェスト発行)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度 (平成24年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	排 出 量	1, 301 t	10.3 t
	(これまでに実施した取組) ① 汚泥の大部分は、坑井掘削において発生する岩石の掘りくずを含む汚泥であるが、掘削現場の装置にて、固形分 (礫、砂、シルト) をほとんど取り除き、残りの泥水は再使用している。 ② 汚泥の一部は、設備の容器・配管類の内部に付着したスケールを洗浄した際に発生するものであるが、各種対策により、スケール発生を抑制している。		
③ 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	排 出 量	10 t	5 t
	(今後実施する予定の取組) 平成25年度は、坑井掘削および定期点検修繕工事 (2年毎) を実施しないため、大幅に汚泥の発生は削減される見込みである。次回、坑井掘削を実施する際には、工期短縮、及び、汚泥に混入する掘削装置用洗浄水の使用量削減等の取り組みを行う予定。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 掘削工事に伴う汚泥が主体であり、その他に、少量の廃プラスチック、木くず、及び、極少量の廃酸が発生するが、これら廃棄物は種類に応じて厳密に分別し処理している。		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上		

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組) —		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組) —		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	—
(これまでに実施した取組) 自らの中間処理は行っていない。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組) 同上		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組) —		
③ 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組) —		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成24年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	全処理委託量	1,301t	10.3t
	優良認定処理業者への処理委託量	—	—
	再生利用業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—
	(これまでに実施した取組) 掘削工事に伴う汚泥処理において長年の実績にある業者に委託しており、汚泥の機械乾燥後は再利用されている。		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	全処理委託量	10 t	5 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>掘削工事に伴う汚泥が主な産業廃棄物となるが、従来通り、掘削工事に伴う汚泥処理において長年の実績にある業者に委託していく。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。